

京都市上下水道局告示第30号

下水道法第9条の規定に基づき、公共下水道の供用を次のように開始し、当該供用開始の日から終末処理場による下水を処理すべき区域とし、その処理を行います。

関係図書は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

平成20年1月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 下水を排除すべき区域

西京区大原野南春日町の一部

2 供用開始の日

平成20年1月31日

3 排水施設の位置

西京区大原野南春日町の一部

4 排水施設の合流式又は分流式の別

分流

5 終末処理場の位置及び名称

京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地

洛西浄化センター

(上下水道局下水道部管理課)